

個人情報の取扱いに関する同意事項

契約者及び連帯保証人は、本件保証委託契約を含む株式会社クレデンスとの取引の与信判断及び与信後の管理業務のため、以下の個人情報保護方針ならびに個人情報の取扱いについて確認し、株式会社クレデンスが収集、利用し、管理することに同意します。

個人情報保護に関する方針

株式会社クレデンスは各種債務保証に関する業務を行うにあたって、個人情報を様々な形で取扱っております。事業活動を通じてお客様及び社員から取得する個人情報(以下、「個人情報」という。))は、当社にとって大変重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

当社は、個人情報の保護を維持し、かつ、リスクを適切に管理して、お客様を始めとした利害関係者からの信頼を獲得することを目的に、全社的な取り組みを実施し、個人情報の適切な取扱い及び安全性の確保に努めます。

1. 個人情報の取得、利用及び提供について

当社は、事業遂行のために必要な範囲内で利用目的を定め、適切に個人情報の取得、利用及び提供を行います。また、取得した個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用を行わないように適切な措置を講じます。

2. 個人情報の適正管理について

当社は、取り扱う個人情報について適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。

3. 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範について

当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

4. 苦情及び相談への対応について

当社は、個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、本人から苦情及び相談を受けつけた場合には適切かつ迅速に対応します。

5. 継続的改善について

当社は、個人情報の適切な保護処置が講じられるように、定期的な運用確認、監査及び見直しの機会を通じて個人情報保護マネジメントシステムの継続的な改善に努めます。

個人情報の取扱いについて

1. 事業者の名称

株式会社クレデンス

2. 個人情報の管理体制

当社は、個人情報の取扱いに関する社内規程を定め、当社個人情報の取扱いの総責任者となる個人情報保護管理者のもと各部門個人情報管理者を選任し、個人情報の管理体制を整備しています。

3. 個人情報の利用目的

- ①契約取引の審査連絡・報告
- ②契約の締結、履行及び管理
- ③求償権の行使及び債権管理
- ④家賃収納管理業務
- ⑤問合せ・相談内容に対する回答、確認
- ⑥当社及びグループ会社が取り扱う有用な商品・サービス等の案内
- ⑦その他、上記各号に付随する業務

4. 個人情報の第三者提供について

お預かりした個人情報を、お客様の同意なく第三者へ提供することはありません。個人情報を第三者へ提供する場合には、法令に基づく命令などを除き、必ず事前にお客様の同意をいただいた上で行います。なお、業務委託又は共同利用により提供する場合

は、第三者への開示又は提供には該当しません。

5. 個人情報取扱業務の委託について

当社では上記の利用目的を遂行するために、お預かりした個人情報の取扱業務を第三者に委託することがあります。この場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選び、指導・管理を実施し、適切に取扱いします。

6. 個人情報の共同利用

当社は、以下によって個人情報を共同利用することがあります。

(1) 共同して利用する者の範囲

株式会社 I.G.M.Holdings、株式会社あそしあ少額短期保険

(2) 利用する者の利用目的

- ①新たなサービス・商品等の企画、開発、市場調査および分析
- ②I.G.M.グループ各社が扱う各種サービス・商品等の各種情報の郵便、電子メール、TEL 及び FAX による提供、案内
- ③I.G.M.グループ各社の提供する商品・サービスについて、お客様からの各種お問合せに対するサポート対応
- ④その他お客様等のお取引を適切かつ円滑に履行するため

(3) 共同して利用する個人情報の項目

氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、お取引内容、その他上記利用目的の達成に必要な範囲の項目

(4) 個人情報の管理について責任を有する者

株式会社 I.G.M.Holdings

7. 保有個人データの開示等及び問合せ窓口について

提供いただきました個人情報の開示等(利用目的の通知、内容の照会、訂正、追加、削除、利用・提供の拒否)の請求につきましては、当社所定の窓口にて、合理的な範囲で適切に対応致します。その際は、当社指定の必要書類にてお客様及び請求内容の確認をさせていただきますので、以下のお問合せ窓口よりお申し出下さい。

【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先】

個人情報保護苦情相談窓口 責任者宛

Tel. 03-5213-1122

Mail: privacy@credence-credit.co.jp

8. 個人情報をご提供いただくにあたっての注意事項

個人情報をご提供いただくかどうかは、お客様の任意となります。ただし、個人情報提供に同意いただけない場合、上記利用目的を遂行できない場合がございます。

9. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

当社では、お客様ご本人が認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。万一、上記のような個人情報の取得を行うときは、その旨をお客様に通知し、同意を取った上で取得いたします。

10. 個人情報の安全管理措置について

JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム要求事項)に則し、徹底した情報管理教育のもと、保有、利用する個人情報の漏えい、滅失又は棄損を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施して個人情報を保護いたします。

あんしんトランクルーム保証

保証委託契約約款

賃借人(以下「乙」という)と株式会社クレデンス(以下「丙」という)は、貸貸人(以下「甲」という)と乙との間で締結されたレンタルスペース(以下「本物件」という)に係る一時使用契約(以下「原契約」といい、一時使用目的の賃貸借契約を含む)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託契約)

- ① 乙は丙に対し、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務に関し、次条以下に定める内容に従い連帯して保証することを委託し、丙はこれを受託する。
- ② 丙は、乙から保証委託の申し込みを受け、その保証委託を引き受ける場合には、丙が承認した承認番号を交付することをもって受託の証とする。

第2条(保証料)

- ① 乙は丙に対し、下記に定める保証委託契約書(以下「本契約書」という)記載の保証料を支払うものとする。
 - i. 「年間保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、本契約締結以後1年毎に年間保証料を支払うものとする。
 - ii. 「月次保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、その後、本物件使用月の前月末日までに当該使用月の月額保証料を支払うものとする。
- ② 本契約は、保証会社が承認した承認番号の記載のある本契約書を保証会社が受領し、且つ保証会社指定の銀行口座に初回保証料が振り込まれたときに効力を生じるものとする。
- ③ 原契約が期間満了前に終了した場合であっても、乙は第1項により支払った保証料の返還を請求しないことを予め承諾する。

第3条(保証範囲)

- ① 乙が甲に対して負担する債務のうち、丙が甲に対して連帯して保証する債務の範囲は下記のとおりとする。
 - i. 原契約に基づいて乙が負担する滞納使用料等
 - ii. 原契約が解除された場合に生じる解除後、本物件明渡しまでの間の使用料等相当損害金
 - iii. 本物件明渡しまでに要する通知、支払督促、訴訟、本物件内に残置された動産の撤去、保管、処分その他の法的手続きに必要な費用(弁護士費用を含む)
- ② 前項第1号および第2号に定める保証履行の限度額は、第1号および第2号を合算して使用料等の6ヶ月分相当額とし、丙は甲に対し、保証限度額から丙の保証債務履行額(乙から現実に回収した求償金は除く)を控除した金額の限度内において保証責任を負担する。

第4条(免責事項)

- ① 丙は、以下の債務については、特約なき限りその責めを負わない。
 - i. 滞納使用料等の遅延損害金等
 - ii. 原契約の早期解約時における違約金等
 - iii. 解約予告通知義務違反の場合における違約金等
 - iv. 原状回復費用
 - v. 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - vi. 火災、ガス爆発、自殺等、乙の故意・過失によって生じた損害
 - vii. 乙が刑事事件等に関与したことにより、公

- 的機関からの捜査により逃亡もしくは身柄拘束または収監された期間中およびその期間以後に履行遅滞に陥った使用料等
- viii. 乙が甲の承諾なく鍵を交換した場合の、開錠費用・鍵交換費用
- ix. その他、前条①に含まれない債務
- ② 甲又は甲の代理人である管理会社が以下に該当したときは、丙は甲に対する保証債務について、該当する部分に関する責任を免れる。
 - i. 乙が使用料等の全部又は一部を滞納したにも拘らず、甲が丙に対し、当該使用料等の支払期日の翌日から起算して1ヶ月以内に滞納報告をしなかったとき
- ③ 甲又は甲の代理人である管理会社が以下の各号の一つにでも該当したときは、丙は本契約に基づく一切の保証債務について責任を免れる。この場合、保証会社が既に保証債務を履行していたときは、甲は丙に対し、当該履行額に相当する金額を直ちに返還しなければならない。
 - i. 原契約及び本契約について、故意又は重大な過失により、丙に対し、事実と異なる報告・説明・取次ぎ等をしたとき
 - ii. 乙が原契約に違反した際の、原契約解除及び本物件明け渡しの速やかな実現に向けて、丙に対する協力をしないとき
 - iii. 甲が原契約における地位を第三者に承継する以前に、本契約の承継について、甲、本契約の承継人及び丙が事前に書面で合意していないとき
 - iv. その他、前各号に関連する、または相当する事象が発生したとき

第5条(原契約記載内容の変更の届出)

本契約締結後、原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は原契約が終了となったときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第6条(保証債務の履行)

- ① 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して何らの通知なくして保証債務を履行した上、次項に基づき求償することができる。
- ② 丙が保証債務の履行をしたときは、乙は丙に対し、その保証履行額、保証履行に要した費用その他求償実行または保全のために丙が負担した費用を速やかに償還しなければならない。
- ③ 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合には、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前日までにその事由を連絡しなければならない。
- ④ 乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

第7条(事前求償)

- ① 乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - i. 原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき
 - ii. 仮処分、仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
 - iii. 破産、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - iv. 原契約記載内容の変更に関する届出を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由により丙に乙の所在が不明となったとき

- v. 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ② 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条(主債務者の免責請求)に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第8条(遵守事項)

- ① 乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
- ② 原契約が事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲に対し、物件を速やかに明渡さなければならない。

第9条(特則)

- ① 乙に使用料等の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、文書の差置、封書による通知など相当の手段・方法により支払の督促をすることができる。
- ② 乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に変わって原契約を解除する権限をここに授与する。
 - i. 乙が、原契約に基づく使用料等の支払を相当期間行わなかったとき
 - ii. 丙が、賃借人から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。
- ③ 前項による乙、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は乙に代わり原契約を解除できる。
- ④ 法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は、甲から本物件の合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができる。
- ⑤ 解除その他の理由により原契約が終了した後、相当期間を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は丙に対し、丙が本物件の明渡し手続をすることを予め承諾する。この場合乙は本物件内に残置された動産類の所有権を放棄し、丙の自由な処分委ねるものとする。

第10条(集合物譲渡担保)

- ① 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、本物件内に存する一切の動産類(以下「担保動産」という)につき譲渡担保を設定し、本物件内に搬入された全ての動産は、搬入に際し特段の意思表示なくして、占有改定の方法により丙に引き渡されたものとする。
- ② 乙は、原契約の存続中、担保動産を自由に搬出または処分することができ、搬出又は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。
- ③ 原契約が終了した場合、丙は本物件内の担保動産の占有を本物件の外に移すことができる。
- ④ 原契約が終了し、乙の丙に対する債務が不履行の場合は、丙は乙に対し、債務の履行を催告するとともに、譲渡担保を実行する旨の通知を乙の届出住所に発送し譲渡担保権を実行することを公示する。前記の通知あるいは公示にもかかわらず、乙から丙に対し債務の履行がない場合は、通知の日から15日を経過した以降は、公正な第三者の立会いの上、担保動産を譲渡又は廃棄等の任意の方法により処分することができ、その場合、それに要した経費を除いて、なお換価金に余剰のあるときは乙の丙に対する債務の弁済に充当することができる。

第11条(清算金の交付)

原契約に基づく甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

第12条(保証期間)

- ① 本契約に定める丙の甲に対する保証の有効期間は、保証契約日より乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。
- ② 前項にかかわらず、以下の定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による承諾があった場合はこの限りでない。
 - i. 本物件の用途が変更された場合
 - ii. 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - iii. 原契約に基づく賃貸借の譲渡・変更がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合
 - iv. 原契約の内容に重大な変更があった場合

第13条(再委託)

丙は、本契約に基づき乙から受託または授權された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第14条(追加的措置)

丙が本契約の目的を達するために必要と認めた場合、乙は、丙からの請求に基づき、速やかに契約書その他の必要書類を作成し、丙に交付するものとする。

第15条(合意管轄)

本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

第17条(賃料等の集金・送金)

- ① 乙が、原契約に基づき甲に支払う賃料等の集金・送金業務につき、甲および乙から委託がある場合は、丙または丙より委託を受けた第三者が当該事務を行うことができる。
- ② 前項の事務にかかる集送金事務手数料は、乙の負担とする。
- ③ 賃料等は、乙の指定した預金口座より集送金事務手数料とあわせて集金するものとする。また、振替日は下記表に記載の通りとする。

決済代行会社	振替日(※)
SMBC ファイナンスサービス株式会社	毎月 27 日
株式会社インサイト	毎月 27 日
株式会社メタップスペイメント	毎月 26 日

※金融機関が休業日の場合は翌営業日

- ④ 前項の期日に集金ができなかった場合、乙は丙の指示に基づき、金融機関での振込みまたはコンビニエンスストア等での払込みにより、賃料等および集送金事務手数料相当額を支払うものとする。なお、振込または払込みに要する手数料は、乙の負担とする。